

宮崎県うなぎ稚魚検量場設置要領

宮崎県農政水産部

(目的)

第1条 宮崎県うなぎ稚魚検量場（以下「県検量場」という。）は、県が漁業許可者のうなぎ稚魚の採捕量を確認することにより、当該漁業許可及び漁業関係法令の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領及び関係要領における用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 県とは、宮崎県のことをいい、県から委託を受けた者を含む。
- (2) 漁業許可者とは、宮崎県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者をいう。
- (3) 職員とは、県及び委託先の職員のことをいう。

(業務)

第3条 県検量場では、うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針第11の規定により県検量場へ持ち込まれたうなぎ稚魚の検量、漁業許可者からの出荷先の報告及び漁業許可者への検量済証の交付に係る業務を行う。

(所管)

第4条 県検量場の設置・運営は、水産局漁業管理課が所管する。

(職員)

第5条 県検量場には、職員を置く。

(設置場所)

第6条 県検量場は、宮崎県児湯郡新富町大字上富田4130番地（宮崎県シラスウナギ協議会敷地内）に設ける。ただし、別の場所において臨時で開設することがある。

(開設日時)

第7条 県検量場は、うなぎ稚魚漁業の漁業時期に合わせて開設し、開設日及び時間は別に定め周知する。

(業務委託)

第8条 県検量場の設置及び運営に係る業務の全部又は一部について、一般財団法人宮崎県内水面振興センターに予算の範囲内で委託を行う。

(運営細目)

第9条 県検量場の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月2日から施行する。